

京急プレミアポイント シルバー 年会費のご案内

本人会員・家族会員とも無料

2025年12月9日改定

京急プレミアポイント特約

第1条(カードの名称および入会の方法)

1. 本カードは、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するカードで、総称して「京急プレミアポイント シルバー(以下「本カード」といいます。)」と称します。本カードには、当社と三菱UFJニコスとの間の提携に基づき、三菱UFJニコスが承認した当社の提携先(以下「当社提携先」といいます。)の名称・ロゴ・営業内容等をカードの表面にデザインしたカードも含みます。
2. 入会申込者は、当社および三菱UFJニコスが定める本特約ならびに当社および三菱UFJニコスが別途定める京急プレミアポイント クレジット会員特約(以下「ポイント特約」といいます。)、当社が定める京急プレミアポイント会員規約(以下「ポイント規約」といいます。)および三菱UFJニコスが定める会員規約(以下「個人会員規約」といいます。)を承諾のうえ、当社を通じて三菱UFJニコスに申し込むものとします。
3. 会員に対する規定は、本特約に記載された事項が優先するものとし、本特約に記載されていない事項に関しては、「ポイント特約」「ポイント規約」および「個人会員規約」の記載事項が適用されるものとします。
4. 三菱UFJニコスが入会を認めた方(以下「会員」といいます。)に本カードを発行し、貸与します。会員は、本特約に基づく会員資格(以下「本カード会員資格」といいます。)および個人会員規約に定める会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を併せて有するものとします。

第2条(年会費)

会員は個人会員規約第22条に関わらず、本カードに関しては年会費を免除されるものとします。

第3条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でそのサービスを受けるものとします。ただし、三菱UFJニコスが行う「グローバルポイント」は本カードでは利用することはできません。なお、当社はこれらの提供に関して、会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。
2. 会員はポイント規約に基づく特典または当社が定めるサービス、特典を受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

なお、三菱UFJニコスはこれらの提供に関して、会員と当社の間に生じる紛議に対し、一切の責任を負いません。

第4条(会員資格の喪失)

1. 当社は会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格と判断した場合は、何ら催告を要せず本カード会員資格を喪失させることができるものとします。また、その場合、当社から提供されるポイント特約、ポイント規約に基づく特典を含む特典、サービスを利用する権利も同時に喪失するものとします。なお、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
 - (1)会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合
 - (2)会員が当社の特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があつた場合
 - (3)会員がポイント規約、ポイント特約に違反した場合
2. 前項(2)、(3)により会員が本カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 当社または三菱UFJニコスが、本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第5条(会員情報の取扱および開示・訂正・削除)

1. 会員および入会申込者(以下併せて「会員等」といいます。)は下記(1)に定める会員等の個人情報について、三菱UFJニコスから当社が提供を受け、当社および当社の連結対象会社、持分法適用会社(以下「当社および京急グループ各社」といいます。)ならびに当社提携先が下記(2)に定める目的のために共同利用することにあらかじめ同意するものとします。なお、本共同利用に責任を有する者は当社とし京急グループ各社ならびに当社提携先の個別企業名は、当社ホームページに公表するものとします。また、新たに共同利用する会社が加わった場合は、電子メール・郵便またはホームページで公表するなど、適切な方法でお知らせします。

(1)会員等の個人情報の内容

- ①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、入会申込時および第7条において会員等が届け出た事項
- ②入会審査結果(理由を除く)および三菱UFJニコス会員資格喪失の事実
- ③本カード会員番号および有効期限
- ④本カードのご利用情報
- ⑤ショッピング利用をポイント化した情報

(2)利用目的

- ①当社および京急グループ各社ならびに当社提携先がポイント規約・ポイント特約に基づくポイントサービスの提供など、本カードの基本的な機能や付帯サービスを提供するため
- ②当社および京急グループ各社ならびに当社提携先の店舗開発、商品開発、商圈分析などの調査活動を行うため
- ③当社および京急グループ各社ならびに当社提携先が会員のカード利用状況の分析を行い、優遇サービス提供を行うため
- ④当社および京急グループ各社が鉄道および関連事業の営業に関するご案内を行うため

⑤当社提携先が関連事業の営業に関するご案内を行うため

2. 会員が前記(2)の利用目的④⑤について中止を申し出た場合、当社および京急グループ各社ならびに当社提携先は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口に連絡するものとします。)但し、会員等が入会申込書に必要な事項を記載しない場合および本条の全部又は一部を承諾できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることができます。
3. 会員等は、本共同利用に責任を有する当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。(開示・訂正・削除の申し出は当社が指定した下記のご相談窓口に連絡するものとします。)
4. 当社は本条および第7条にて収集した会員等の個人情報について、本条に定める目的以外には利用しないものとします。

第6条(業務委託先への個人情報の預託に関する同意)

1. 会員は当社および京急グループ各社ならびに当社提携先が前条第1項(2)に定める目的のため、当該業務(ダイレクトメールの発送業務など)を当社が指定した第三者に業務委託することをあらかじめ同意するものとします。
2. 前項の業務委託に関して、当社および京急グループ各社ならびに当社提携先は、前条第1項(1)の個人情報を、保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託するものとし、本共同利用に責任を有する当社および業務委託先は会員のプライバシー保護に十分注意を払うとともに、前条第1項(2)に定める目的以外に当該情報を使用しないものとします。

第7条(届出事項の相互利用)

会員が、当社または三菱UFJニコスに対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社または三菱UFJニコスの一方に対して変更の届出があった場合には、当該情報について当社および三菱UFJニコスの双方が利用することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条(本特約の改定など)

1. 当社と三菱UFJニコスが双方合意した以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - (1)本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期をホームページ(京急プレミアポイントweb)に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に周知いたします。

【お問い合わせ】

本規約についてのお問い合わせ、ご相談は京浜急行電鉄株式会社京急プレミアポイント事務局までご連絡ください。

京急プレミアポイント クレジット会員特約

第1条(特約の目的)

1. 本カードは、京浜急行電鉄株式会社(以下「当社」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するカードで、総称して「京急プレミアポイント シルバー(以下「本カード」といいます。)」と称します。本カードには、当社と三菱UFJニコスとの間の提携に基づき、三菱UFJニコスが承認した当社の提携先(以下「当社提携先」といいます。)の名称・ロゴ・営業内容等をカードの表面にデザインしたカードも含みます。
2. 本特約は本カードの利用に応じ、本カードの本人会員および家族会員(以下一括して「当会員」といいます。)に対して提供する特典(以下「ポイントサービス」といいます。)の内容とその特典を受けるための条件について、当社および三菱UFJニコスが定めたものです。
3. 本特約で定める規定は、当社が「京急プレミアポイント会員規約」(以下「ポイント規約」といいます。)に定める規定に優先するものとし、本特約に記載されていない事項については、「ポイント規約」「京急プレミアポイント特約」および三菱UFJニコスの定める「会員規約」(以下「個人会員規約」といいます。)の内容が適用されるものとします。

第2条(ポイントサービス)

1. ポイントサービスとは、当会員が、本カードにより商品もしくは権利を購入した際、またはサービスの提供を受ける際に、その利用金額に応じて当社から付与されるポイントによって、指定された加盟店における商品購入時またはサービス利用時の代金の全部または一部に、当社が定める換算率により円単位の価値に換算した金額相当額を充当することや、原則として1ポイントあたり1円の割合でご利用ができるサービスです。
2. ポイントサービスは、「ポイント規約」に定める「京急プレミアポイント加盟店」(以下「加盟店」といいます。)での本カード利用の場合付与される「ポイント規約」に定めるポイント(以下「基本ポイント」といいます。)と、本カードによる「個人会員規約」に基づく信用販売による利用(以下「クレジット利用」といいます。)の場合付与される本特約に定めるポイント(以下「クレジットポイント」といいます。また「基本ポイント」と「クレジットポイント」をあわせて「ポイント」といいます。)の二つがあります。
3. 当会員が加盟店で、本カードにてクレジット利用した場合、基本ポイントに加えて、クレジットポイントが付与されます。
4. 本カードでは、三菱UFJニコスが行う「グローバルポイント」を利用することはできません。

第3条(クレジットポイント)

1. クレジットポイントは、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金(諸税などを含めた金額)に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与されます。
2. 加盟店毎にクレジットポイント付与率、付与単位を定めるものとします。また、特定の期間や特定の商品、特定の会員向けにクレジットポイント付与方法を変更する場合があります。

第4条(クレジットポイント付与対象)

前条第1項のカード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、年会費、一部の保険掛け金など所定のものは含まれないものとします。

第5条(家族会員のカード利用)

1. 家族会員のカード利用による、クレジットポイントの付与に関しては、当該家族会員が属する本人会員のカード利用によるものとみなし、そのクレジットポイントは本人会員に付与されるものとなります。
2. 基本ポイントに関しては、本人会員のカード利用分は本人会員に付与され、家族会員のカード利用分は家族会員に付与されるものとします。

第6条(ポイントの付与日)

1. クレジットポイントについては、毎月15日に三菱UFJニコス所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて当月内の所定の日に本人会員に付与され、当該付与日から有効になります。
2. 基本ポイントの付与日については、「ポイント規約」第5条第3項の内容が適用されるものとします。
3. 前1項、2項で付与されるポイントは、お支払い前にカードの提示がなかった場合は原則付与することはできません。
4. 当社は第2条に定めるポイントの他、ご入会時やバースデーポイントなど、当社が適当と認めたサービスに応じて当該会員にポイントを付与することができるものとします。

第7条(ポイントの計算)

1. クレジットポイントは第3条に定めるカード利用代金に対して当社および三菱UFJニコス所定のポイント付与率を乗じて計算されます。ただし、当社および三菱UFJニコスが指定した付与基準額以下の端数は切り捨てとなります。
2. 基本ポイントの計算方法は「ポイント規約」に基づくものとします。
3. 基本ポイントの付与率、付与単位については当社にて加盟店毎にこれを定めることができるものとします。

第8条(ポイントの有効期間)

ポイントの有効期間は、「ポイント規約」第5条第4項の定めにより、ポイントを付与した日から2年間です。

第9条(クレジットポイントの付与取消)

クレジットポイントが付与された商品またはサービスなどの購入の取消などにより、カード利用代金の全部または一部が取消された場合は、取消額に応じ、クレジットポイントも当社所定の方法により取消されるものとします。

第10条(会員へのポイント連絡)

1. ポイント数および蓄積された有効なポイント残高などは、一部加盟店のレシート、「京急プレミアポイントwebサイト」(登録制)、「京急プレミアポイントアプリ」(登録制)にてご確認いただけます。
2. クレジットポイントのポイント数は、三菱UFJニコスよりご利用に応じて毎月当会員宛送付される「ご利用明細書」内にて、当該月に付与されたクレジットポイント数のみお知らせいたします。

第11条(ポイントの還元の条件)

1. ポイントの還元時点で当会員資格を有していること

- 当社および三菱UFJニコスが、当会員が本特約、「ポイント規約」、「京急プレミアポイント特約」もしくは「個人会員規約」を遵守していないと認めた場合は、当会員へのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

第12条(カードの再発行)

- 本カードの汚損、破損、紛失等の理由での再発行は「個人会員規約」に基づき、再発行をいたします。また会員は本カードの紛失・盗難が発生した場合には、直ちに当社および三菱UFJニコスにご連絡いただくものとします。
- 紛失・盗難によりポイントが不正に利用された場合でも、当社は一切の責を負いません。

第13条(会員資格の喪失)

当会員が理由の如何を問わず本カードの会員資格を喪失した場合、すでに蓄積されている有効なポイントはすべて失効するものとし、本特約におけるすべての権利も消滅するものとします。

第14条(ポイントに関する疑義など)

- 当会員は理由の如何を問わずポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。
- ポイントの有効性、ポイント数、還元資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第15条(変更、改定、廃止など)

- 当社は以下の場合に、本特約を変更することができます。
 - 本特約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 当社は前項による本特約の変更にあたり、事前に、本特約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ホームページ(京急プレミアポイントwebサイト)に公表する方法その他当社が適切と考える方法により、会員に周知いたします。